

6 農産第5113号
令和7年3月25日

農業機械関係団体の長 殿

農林水産省農産局長

新たな農業機械安全性検査制度への対応について

農林水産省では、近年、農業従事者10万人当たりの農作業事故死亡者数が増加傾向にあること、死亡事故の6割を超える事故要因が農業機械作業中のものであること等を踏まえ、農作業環境の安全対策の強化を進めているところです。

このうち、農業機械の安全対策の強化の一環として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械安全性検査制度が見直され、本年4月より新たな制度の運用が開始されることとなりました。また、本制度に関しては、農林水産省においても、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）により、補助事業等によって農業機械を導入する場合には、農業機械安全性検査の合格機とすることを要件としたところです。

農業機械の製造及び流通に携わる貴会及び貴会傘下の企業及び団体におかれては、本制度の運用開始に当たり、農業機械安全性検査の受検の徹底及び当該検査に合格した農業機械の流通の確保に取り組んでいただくとともに、農業者が当該合格機を選択しやすい環境を整備するため、本制度の農業者への周知を図るようお願いします。この旨と併せて、農業機械の製造に携わる貴会傘下企業に対し、下記の取組にも御協力いただくよう周知方よろしく申し上げます。

記

1. 合格機への安全性検査合格証票の貼付
2. 自社WEBサイトの商品紹介ページにおける、商品一覧ページ、商品詳細ページ、仕様諸元掲載ページへの合格証票の掲載
3. カタログの表紙又は裏表紙及び仕様諸元が掲載されているページへの合格証票の掲載